

令和6年3月14日

ふるさと優良住宅ネットワーク会員各位
(まもりすまい保険登録事業者以外)

とうほく住まいる倶楽部
会長 三浦 俊徳
(一財)宮城県建築住宅センター 理事長
ふるさと優良住宅ネットワーク
会長 植田 一

とうほく住まいる倶楽部との合併について

平素より、当団体の運営にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ふるさと優良住宅ネットワーク（以下「ふるさと」と言います。）は、住宅保証機構(株)から、まもりすまい保険の団体認定を受けており、これまで会員の皆様に、まもりすまい保険の団体割引制度をご活用いただきてまいりました。

この度、団体割引をより広範囲でかつお得にご活用いただくため、「とうほく住まいる倶楽部」と「ふるさと優良住宅ネットワーク」が合併し、団体割引に関する運用を変更することになりましたので、概要を下記のとおりお知らせいたします。

趣旨をご理解のうえ、今後、まもりすまい保険の団体割引制度をご活用いただきますよう、お願いいたします。

記

(1) まもりすまい保険の団体割引制度に係る統合について

現在、ふるさとは、青森県、秋田県、山形県に建設される住宅について団体割引制度を提供しておりますが、令和6年4月1日より、岩手県、宮城県、福島県で同様に団体割引制度を提供している「とうほく住まいる倶楽部」（以下「とうほく」と言います。）と合併いたします。

合併後はとうほくが存続団体となり、現在のふるさとの本部及び各支部は、それぞれとうほくの各支部に名称を変更し、ふるさとは同日付で解散いたします。（合併後の各支部等の名称及び連絡先は裏面の一覧表をご参照ください。）

(2) 統合によるメリットについて

①団体の規模が大きくなることから、団体割引適用時のまもりすまい保険料が現在より、戸建住宅の場合で平均 600 円程度、共同住宅で戸あたり 4,000 円程度（10 戸の共同住宅の場合は 40,000 円程度）安くなります。（建設業または宅建業許可を有する事業者様がまもりすまい保険を申し込まれる場合の保険料については、同封した料金表をご覧ください。）

②これまで、ふるさとは、岩手県、宮城県、福島県に建設する住宅については割引を適用できませんでしたが、合併後は（1）のとおり東北 6 県共通の団体となるため、いずれの支部でもまもりすまい保険の申込手続きを行う場合でも、団体割引制度をご利用いただけます。（まもりすまい保険の申込そのものは、従来どおり、申請住宅の所在する県の支部にお申し込みいただくことには変わりはありません。）

(3) 会費について

無料です。

(4) とうほくへの移行手続きについて

とうほくへの再登録手続きは一切不要です。令和6年4月1日時点で、ふるさとの会員になっておられる皆様は、自動的にとうほくに移行されます。

なお、とうほくへの移行を希望なさらない方は、貴社の所在する県の支部までその旨をお知らせください。

(5) まもりすまい保険申込時の注意事項について

- ①令和6年4月1日以降に団体割引制度をご利用いただく場合は、利用団体名覧に、「とうほく住まいる倶楽部」と記入（オンライン申込の場合は選択）してください。団体としてとうほくが選択できるのは、申請日（申込日）が同日以降の住宅から対象となりますので、3月以前の日付が申込日となる場合は、ふるさとを選択してください。
- ②毎回の保険申込に、団体利用申込書を記入し必ず添付してください。（オンラインの場合もPDF形式で添付が必要です。）
- ③東北6県に建設する住宅にまもりすまい保険を申し込む場合であっても、下記の事務局（各事務局の支店を含む）以外に申し込む場合は、とうほくの団体割引は利用できません。

とうほく住まいる倶楽部支部一覧

とうほく 支部名称	事務局	所在地	電話番号
宮城支部 (兼本部)	(一財)宮城県建築住宅 センター	宮城県仙台市青葉区上杉 ふるさとビル6階	022-265-3605
青森支部	(一社)青森県建築士会	青森県青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館1階	017-773-2878
岩手支部	(一財)岩手県建築住宅 センター	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7 番1号 アイーナ2階	019-623-4420
秋田支部	(一財)秋田県建築住宅 センター	秋田県秋田市中通2丁目3番8号 秋田アトリオンビル5階	018-836-7851
山形支部	(株)山形県建築サポー トセンター	山形県山形市城北町1丁目12番26 号 山形建築会館2階	023-645-6600
福島支部	(一財)ふくしま建築住 宅センター	福島県福島市五月町4番25号 福島県建設センター4階	024-573-0118

以 上